

周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について

周南市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年1月28日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市立中学校条例の一部を改正する条例

周南市立中学校条例（平成15年周南市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市立福川中学校	周南市若山一丁目7番1号
周南市立和田中学校	周南市大字埴218番地

」

を

「

周南市立福川中学校	周南市若山一丁目7番1号
-----------	--------------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（周南市学校施設使用条例の一部改正）

- 2 周南市学校施設使用条例（平成15年周南市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表中「富田東小学校」の次に「、和田小学校」を加え、「、和田中学校」を削る。

(周南市学校施設使用条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正前の周南市学校施設使用条例に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の周南市学校施設使用条例の相当の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(参 考)

周南市立中学校条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
周南市立福川中学校	周南市若山一丁目7番1号	周南市立福川中学校	周南市若山一丁目7番1号
周南市立和田中学校	周南市大字埤218番地	周南市立熊毛中学校	周南市大字安田1827番地の1
周南市立熊毛中学校	周南市大字安田1827番地の1	(略)	
(略)			

周南市学校施設使用条例新旧対照表（附則第２項の改正）

現 行		改 正 案	
別表（第４条関係）		別表（第４条関係）	
（略）		（略）	
固定照明設備使用料		固定照明設備使用料	
区分	１時間につき	区分	１時間につき
屋外運動場（富田東小学校、富田中学校、福川中学校、 <u>和田中学校</u> 、鹿野中学校）	１,７６０円	屋外運動場（富田東小学校、 <u>和田小学校</u> 、富田中学校、福川中学校、鹿野中学校）	１,７６０円
（略）		（略）	
（略）		（略）	